

## 「幌延風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、幌延風力発電株式会社が、北海道天塩郡幌延町において、自社で供用中の「オトンレイ風力発電所」（総出力21,000kW、定格出力750kWの風力発電設備28基）の既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力2,000～4,000kW級の風力発電設備6～11基程度に建て替える事業である。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、チュウヒ等の生息が確認されており、同区域の周辺ではオジロワシ及びチュウヒの営巣及び繁殖行動が確認されている。加えて、同区域の周辺には、国指定鳥獣保護区でラムサール条約湿地に登録されているサロベツ原野等が分布しているほか、同区域及びその周辺はガンカモ類及びハクチョウ類の渡り経路及び集結地として利用されていることから、鳥類を始めとする自然環境保全上、重要な地域となっている。特にオジロワシについては、これまでに既設の風力発電設備付近において、死亡個体2羽が発見されており、いずれもブレードに衝突し死亡したものと推察されている。これらのことから、本事業の実施により引き続きオジロワシを始めとした鳥類への重大な影響が懸念される。

さらに、本事業者は既設の「オトンレイ風力発電所」及びその周辺において、オジロワシ等の鳥類への影響に係る自主調査（以下「自主調査」という。）を実施しており、この結果を活用することで、調査、予測及び評価を適切かつ迅速に行うとともに、既設の風力発電設備と比べ環境影響を低減することが可能であると考えられるが、本配慮書においては、自主調査結果を事業実施想定区域や風力発電設備の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の設定に十分に活用できていない。

また、事業実施想定区域周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）による累積的な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、関係機関との協議・調整を踏まえた上で、実現可能な事業計画を検討すること。併せて、本事業の事業実施想定区域に近接する利尻礼文サロベツ国立公園の核心地域である特別保護地区及び第一種特別地域の植生への影響を回避する措置についても十分検討を行うこと。また、既設の風力発電設備等の設置の際に行った自主調査結果及び稼働中に実施した調査結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置による環境影響を適切に把握した上で、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の取付道路等の附帯設備、既

存の道路、送電線等を利用すること等により、これらの新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

#### (2) 工事計画の検討

工事の実施に伴う廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うに当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事についても適切に考慮すること。

#### (3) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。よって、既設の風力発電設備等におけるこれまでの調査で得られた情報及び環境影響評価の際に得られた情報を収集・整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

#### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備等の建て替えにおいては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

#### (5) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオワシ、チュウヒ及びタンチョウの生息が確認されており、同区域の周辺ではオジロワシ及びチュウヒの営巣及び繁殖行動が確認されている。加えて、同区域の周辺には、国指定鳥獣保護区でありラムサール条約湿地に登録されているサロベツ原野等が分布しているほか、同区域及びその周辺はガンカモ類及びハクチョウ類の渡り経路及び集結地として利用されていることから、鳥類の生息にとって重要な地域となっている。特にオジロワシについては、これまでに既設の風力発電設備付近において、死亡個体2羽が発見されており、いずれもブレードに衝突し死亡したものと推察されている。これらのことから、本事業の実施により、引き続き風力発電設備への衝突事故や移動経路の障害等によるオジロワシを始めとした鳥類の生息等及び渡りへの重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備における衝突事故に関する知見及び自主調査結果、関係団体及び専門家等からの助言を踏まえ、

調査、予測及び評価を行うこと。特に、地域特性上重要と考えられるオジロワシ、オオワシ、ガンカモ類及びハクチョウ類を含む渡り鳥について、高度を含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、時期・時間帯、回数、区域等を含む適切な調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。

これら結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は十分低減すること。

## (2) 景観に対する影響

事業実施想定区域周辺は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき利尻礼文サロベツ国立公園に指定されており、同国立公園内には利用施設計画として位置付けられている「パンケ沼園地」、及び「北海道自然歩道」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観が大きく変化する可能性があり、これらの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。